

# 新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務委託

## プロポーザル実施要領

令和5年2月

ふくおか県央環境広域施設組合

## I 一般概要

### 1. 目的

本業務は、ふくおか県央環境広域施設組合(以下、「本組合」という。)が実施する新ごみ処理施設を整備するため、本組合が令和4年3月に策定した『一般廃棄物処理基本計画』に基づき、構成市町の安定的かつ効率的なごみ処理を図るため、施設の建設に係る施設整備基本計画、基本設計等の各種計画・設計・支援及び調査を実施し、また、施設運営事業者との契約締結までの手続きを包括的に支援するものである。

本業務は複数の業務によって構成されるため、業務遂行にあたっては、柔軟な発想や業務間の連携かつ確実な遂行力が求められることから、本業務に最も適した委託業者を選定するにあたり「公募型プロポーザル方式」により選定することとし、係る手続き等については、実施要領として以下のとおり定める。

### 2. 業務の概要

#### (1)業務名

新ごみ処理施設の建設に係る計画支援業務委託

#### (2)業務内容

詳細は、別紙仕様書による。

- イ) 新ごみ処理施設整備基本計画・基本設計業務(計画・設計業務)
- ロ) PFI 等導入可能性調査業務(可能性調査業務)
- ハ) 新ごみ処理施設の建設に係る発注支援業務(アドバイザー業務)
- ニ) 新ごみ処理施設の建設に係る測量調査業務(測量調査業務)
- ホ) 新ごみ処理施設の建設に係る地質調査業務(地質調査業務)
- ヘ) 新ごみ処理施設の建設に係る敷地造成設計及び工事発注支援業務(造成設計業務)
- ト) 新ごみ処理施設の建設に係る生活環境影響調査業務(生活アセス業務)

#### (3)委託期間

契約締結日(循環型社会形成推進交付金の内示後)～令和7年3月31日

#### (4)見積限度額

¥243,600,000円(消費税及び地方消費税を除く)

#### (5)問い合わせ先

ふくおか県央環境広域施設組合 再編建設推進室  
住所:〒820-0074 福岡県飯塚市楽市728番地1  
電話:0948-43-8231(直通)  
FAX:0948-43-8232  
電子メールアドレス:saihen15@fk-kankyo.jp

### 3. 事業スケジュール(予定)

新ごみ処理施設供用開始までの事業スケジュールは、下記に示す通りとする。

本業務を含む年度ごとの概略スケジュールであり、本事業によって整備する新ごみ処理施設の供用開始は、令和12年度当初を予定している。

なお、アドバイザー業務については、令和6年12月を目途に本工事を実施する事業者選定を行い、年度内中の契約を目指していることに留意すること。

#### 【新ごみ処理施設供用開始までの概略スケジュール】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本計画・設計(イ、ロ、ヘ)	■							
測量調査(ニ)	■							
地質調査(ホ)	■							
生活環境影響調査(ト)	■	■						
アドバイザー業務(ハ)	■	■						
敷地造成工事 新ごみ処理施設建設工事			■	■	■	■	■	供用 開始

### 4. 本プロポーザルの実施スケジュール(予定)

公募の開始	令和5年2月16日(木)
質問書の提出期限	令和5年2月24日(金)
質問書に対する回答	令和5年3月3日(金)
参加表明書の提出期限	令和5年3月17日(金)
提案書類等の提出期限	令和5年3月17日(金)
一次審査	令和5年3月20日(月)
一次審査結果通知	令和5年3月20日(月)
二次審査(ヒアリング)	令和5年3月27日(月)
審査結果通知	令和5年3月29日(水)
契約締結	令和5年4月上旬(循環型社会形成推進交付金の内示後)

## II 選定・審査

### 1. 選定方法

一次及び二次審査を行い、優先交渉権者を選定する。

### 2. 参加資格等

参加者の参加資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者とする。

#### (1) 法人に関すること

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② ふくおか県央環境広域施設組合及び本組合を構成する飯塚市、嘉麻市及び桂川町の令和4年度の測量・建設・土木コンサルタント等入札参加資格名簿に登録されているものであること。
- ③ 参加表明書の提出日から契約締結の日までの期間において、ふくおか県央環境広域施設組合及び本組合を構成する市町から指名停止を受けていないものであること。
- ④ 平成24年度以降に、地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合もしくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。)が発注した同種業務( I 一般概要 2.業務の概要(2)業務内容参照)について、元請として受注し、参加表明書の提出日までに完了した実績を全て有するものであること。

#### [同種業務]

下記の同種業務の実績については、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を併設した実績、または、最低でもエネルギー回収型廃棄物処理施設の実績を有すること。

- A) 廃棄物処理施設整備基本計画業務
  - B) 廃棄物処理施設整備基本設計業務(発注仕様書作成)
  - C) 廃棄物処理施設整備・運営に係るアドバイザー業務
  - D) 廃棄物処理施設整備に係る生活環境影響調査業務
- ⑤ 会社更生法、民事再生法に基づく更正、再生手続き開始の申立がないものであること。
  - ⑥ 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
  - ⑦ 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
    - ・ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
    - ・ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - ・ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ・ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ・ プロポーザル応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

## (2)配置技術者に関すること

本業務においては、以下に示す要件を満たした技術者を配置すること。

- ① 管理技術者は、技術士法(昭和58年4月27日法律第25号)に基づく技術士(総合技術監理部門-衛生工学または衛生工学部門-廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか)の資格を有し、かつ、平成24年度以降に受注し、参加表明書の提出日までに完了した下記に示す同種業務の実績を全て有する者であること。

[同種業務]

下記の同種業務の実績については、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を併設した実績、または、最低でもエネルギー回収型廃棄物処理施設の実績を有すること。

- A) 廃棄物処理施設整備基本計画業務
  - B) 廃棄物処理施設整備基本設計業務(発注仕様書作成)
  - C) 廃棄物処理施設整備・運営に係るアドバイザー業務
- ② 照査担当技術者は、管理技術者と同様の資格及び実績を有すること。
  - ③ 基本計画・基本設計業務には、建築担当技術者を配置するものとし、一級建築士の資格及び平成24年度以降に受注し、参加表明書の提出日までに完了した同種業務の実績を有する者を配置すること。
  - ④ 敷地造成設計業務及び生活環境影響調査業務には、主担当技術者を配置するものとし、平成24年度以降に受注し、参加表明書の提出日までに完了した同種業務の実績を有する者を、それぞれ配置すること。
  - ⑤ 管理技術者、照査技術者、主担当技術者、建築担当技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
  - ⑥ 管理技術者及び照査技術者は兼任できない。

## 3. 質問の受付及び回答

質問書(様式1)を電子メールにより提出すること。指定のアドレスへ送付後は必ず受理確認を行うこと。質問に対する回答は、本組合ホームページで公表する。なお、口頭による質問は受け付けない。

提出期限 令和5年2月24日(金) 午後5時まで必着

## 4. 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(様式2～様式6)を当組合へ持参又は郵送すること。提出部数は1部とする。持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。なお、参加資格審査結果は、電子メール及び書面にて通知する。

提出期限 令和5年3月17日(金) 午後5時まで必着

## 5. 提案書類等の提出

提出書類等(様式7)は持参又は郵送により当組合まで提出すること。持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。なお該当書類については、参加表明書提出以後(同日でもかまわない)下記期限までに提出する事。

提案書類等提出期限 令和5年3月17日(金) 午後5時まで必着

## 【一次審査提出書類一覧】

	提出部数	備考
会社概要(様式3)	3部	会社案内(パンフレット等)を添付
企業等の業務実績調書(様式4)	3部	履行が確認できる書類を添付
業務実施体制(様式5)	3部	資格者証及び恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付
配置予定技術者の経歴等(様式6)	3部	業務体制表に示す技術者の実績を確認できる書類を添付 ※様式は必要に応じて追加するものとし、連番を追記すること。

## 【二次審査提出書類一覧】

	提出部数	備考
提案書類提出届(様式7)	正1部	—
技術提案書(任意様式)	正1部 副10部	・A4版、縦置き、横書きとすること。 ・文字の大きさは10.5ポイント以上とすること(図表を除く)。 ・枚数上限は5枚以内(10ページ以内、表紙・目次を除く、A3版1ページにつき、2ページとして計上)とする。 ・専門知識を有さない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
見積書(任意様式)	正1部 副10部	・見積書様式に内訳及び積算内容等を明示すること。 ・表紙(任意様式)をつけて提出すること。

## (2)技術提案書への記載事項

- 1) 業務の実施方針
- 2) 業務の実施内容
- 3) 業務の実施工程
- 4) 業務の実施体制
- 5) 業務の実施における工夫等

## 6. 審査・選定

## (1) 審査方法

審査は、新ごみ処理施設に係る計画支援業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、一次審査及び二次審査を行い審査基準に基づき審査を行い、審査の得点が最も高い提案者(優先交渉権者)と契約交渉を行う。ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点が6割に満たない場合は、選考対象としない。

なお、審査の得点が同点となった場合には、まず一次審査及び見積価格の点数を除いた得点の高い提案者を選定し、それでもなお得点と同じ場合は、見積価格が安価な提案者を選定する。

## (2) 一次審査

一次審査は、参加希望者が4者以上になった場合に下表の内容を提出された書類等をもとに選定委員会にて評価を行い、評価点の高いものから上位4者を選定する。

審査結果は、参加者全員にメール又は書面にて通知するものとし、審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 【審査項目】

審査項目		審査内容	配点
企業の実績等	業務の実績	I 一般概要 2.業務の概要(2)業務内容に示す実績の有無	土地造成実績:4点
			その他実績 :4点
管理技術者の能力等	保有資格	・技術士資格証の写し ・その他資格証の写し	※
	業務の実績	・同種業務の実績(同種業務(A)(B)(C))	3点
	勤務地	・福岡県	1点
照査技術者の能力等	保有資格	・技術士資格証の写し ・その他資格証の写し	※
	業務の実績	・同種業務の実績(同種業務(A)(B)(C))	2点
主担当技術者の能力等 (造成設計業務)	業務の実績	・土地造成設計業務に従事した実績	3点
	勤務地	・福岡県	1点
主担当技術者の能力等 (生活アセス業務)	業務の実績	・生活環境影響調査または環境影響評価業務に従事した実績	3点
	勤務地	・福岡県	1点
建築担当技術者の能力等 (計画・設計業務)	保有資格	・一級建築士資格証の写し ・その他資格証の写し	※
	業務の実績	・同種業務の実績(同種業務(A))	2点
	勤務地	・福岡県	1点
合計			25点

※保有資格は、必須条件であるため評価点の対象とはしない。

### (3)二次審査

二次審査は、下表の内容について提出された書類等とプレゼンテーションにより選定委員会にて評価を行い、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。ヒアリングについては、30分間の説明、20分間程度の質疑応答を予定している。

技術提案書に基づいて作成した説明資料(プレゼンテーションに使用するパワーポイント資料等)の配布は認めるが、提案内容を補足する追加資料や技術提案書に記載のない追加提案資料等の配布は認めない。技術提案書の説明は管理技術者が行うものとし、パソコン等の操作者を含め出席者は3名以内とする。なお、会場や時間等の詳細な内容については、別途連絡する。

審査結果については、当組合のホームページ上で公表する。審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

#### 【評価項目等】

評価項目		評価の着目点	配点
実績及び配置技術者		一次審査による評価点 (事務局評価)	25点
提案 内容	業務の実施方針	業務遂行の基本的な考え方や実施方針の設定	15点
	業務の実施工程	業務工程の効率化や課題事項に対する考え方	20点
	業務の実施体制	業務実施体制の管理手法に対する考え方	10点
	業務の実施における工夫等	業務の遂行に対する独自の工夫	15点
ヒアリング		専門技術力、理解度、取組意欲、コミュニケーション能力	10点
見積価格		見積額 (事務局評価)	5点
合 計			100点

#### (4)提案者が1社のみの場合の取扱い

技術提案書等の提出者が1社のみの場合においても、上記(2)、(3)の審査方法により審査を行う。

#### 7. プロポーザルの取りやめ

参加表明書等の提出者又は技術提案書等の提出者がいない場合は、本プロポーザルを取り止める。

#### 8. 契約の締結

- (1)最も優れた提案の提出者に対し、本業務に係る委託契約の優先交渉権を与える。
- (2)当組合と優先交渉権を与えられた者との間で、提案書等の内容をもとに協議が整った場合は、当該者と速やかに契約手続きを進めるものとする。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者を交渉権者とし手続きを進める。
- (3)優先交渉権を与えられた者が契約までの間に失格事項が判明した場合、又は辞退した場合は、次点候補者を交渉権者とし手続きを進める。
- (4)契約締結後においても失格事項又は不正行為と認められる行為が判明した時は、契約の解除ができるものとする。



### Ⅲ その他

#### 1. 技術提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 審査書類を期限内に提出しない者
- (2) 選定委員会における全ての審査が終了するまでの間、審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載又は法令等に違反する表現をした者
- (4) ヒアリングに正当な理由なく欠席した場合
- (5) 見積書の金額が見積限度額を超過し提案した場合
- (6) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (7) その他、本要領に違反すると選定委員会が認めた場合

#### 2. 技術提案書の取扱い

- (1) 技術提案書に記載された内容については、原則変更は認めない。
- (2) 技術提案書に記載した予定技術者は、本業務が全て終了するまで変更できない。ただし、病休、死亡、退職等極めて特別な理由により変更を行う場合は、その限りではない。
- (3) 提出された全ての技術提案書は返却しない。
- (4) 提出された技術提案書等は、選定作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 本組合が行う業務においては、選定された技術提案書等の内容に拘束されないものとする。

#### 3. その他

- (1) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和5年3月17日(金)午後5時(必着)までに辞退届(様式8)を当組合へ持参又は郵送すること。
- (2) 本プロポーザルの手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募する者の負担とする。
- (4) 参加表明書の提出は、参加を表明する者で1つとする。
- (5) 本プロポーザルの結果については、組合ホームページにて優先交渉権者の名称、所在地、総得点を公表し、優先交渉者以外の参加者については、総得点のみとし名称等は非公表とする。
- (6) 提出された書類はふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例及びふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。
- (8) 優先交渉権者選定から正式な契約を締結するまでの期間は、業務の準備期間とする。